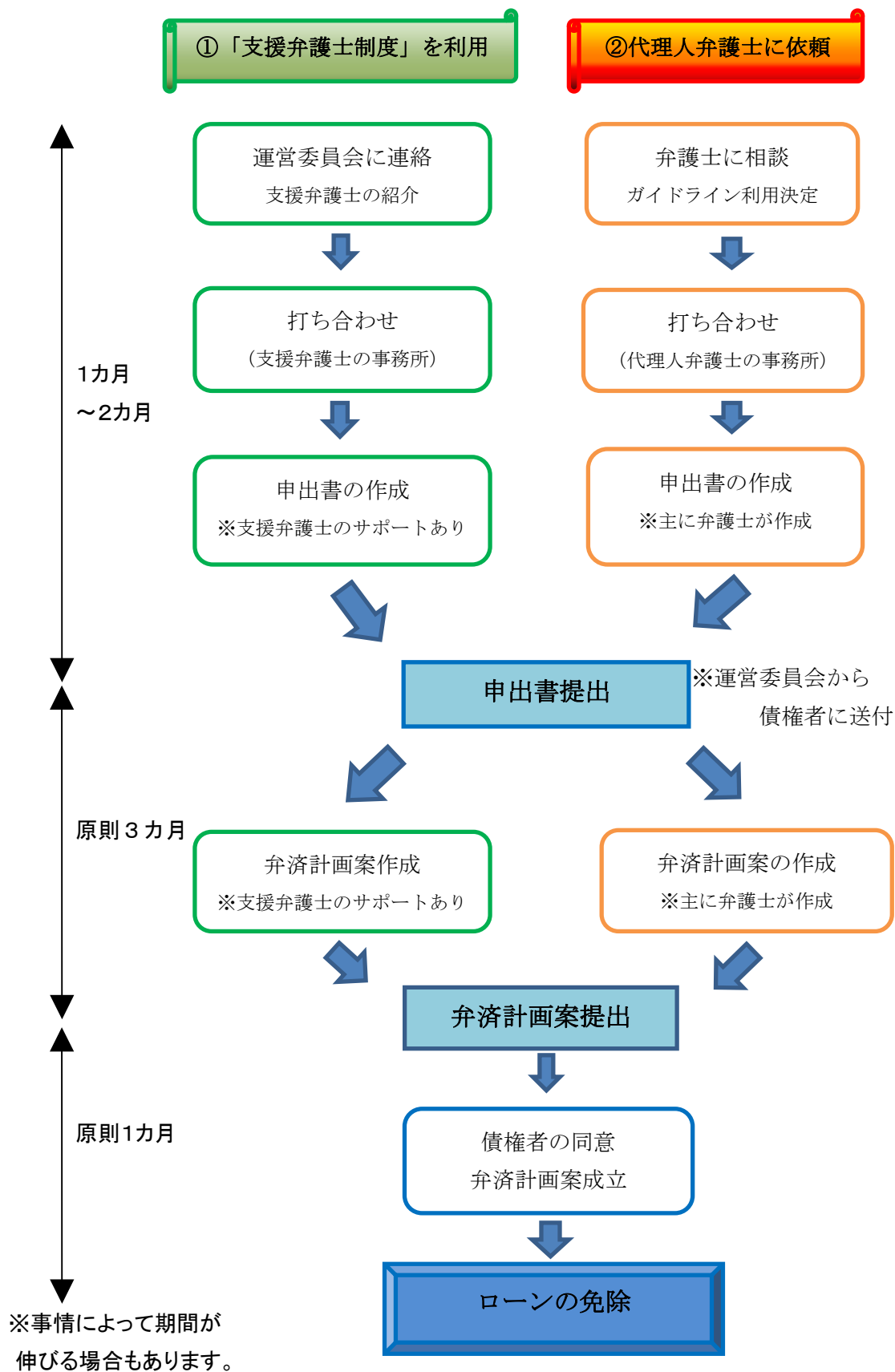


被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン） 手続フローチャート図



【被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン） 手続の流れ】

1 はじめに

被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）により二重ローン問題を解決する場合、2通りの方法があります。

- ① ガイドライン運営委員会から支援弁護士の紹介を受け、その弁護士のサポートを受けながら手続を進める方法
- ② 代理人となる弁護士に依頼して、代理人弁護士に手続を進めてもらう方法

①は**無料**です。②は**10万円～13万円**程度の費用がかかります（法テラスによる立替払いを利用する場合。なお、立替払金は手続が終了するまでの間、返還は猶予されますし、事情によっては返還が免除される場合もあります）が、書面の作成や債権者との交渉など、代理人となった弁護士に主に手続を任せすることができます。

2 手続の流れ

(1) 被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）利用の決定

①支援弁護士制度を利用する場合、ガイドライン運営委員会に連絡し、債務や収入の状況を担当者に説明し、支援弁護士を紹介してもらうことにより手続が開始します。

②代理人弁護士に依頼する場合、仙台弁護士会などで行われている法律相談（**相談料は無料**）により弁護士に相談し、ガイドラインの利用を決定することになります。

(2) 申出書の作成・提出

ガイドラインの申出を行うには、「申出書」を作成し、給与明細等の資料とともに提出する必要があります。

この準備は、①支援弁護士制度を利用する場合には、**支援弁護士のサポート**を受けながら申出人において行うこととなります。他方、②代理人弁護士に依頼した場合には、弁護士が事情を聞き取り、**主に弁護士において準備を進めます**。

通常、支援弁護士や代理人弁護士と**数回程度の打ち合わせ**の上準備を進め、申出書が完成し各種書類が揃ったところで、**運営委員会に提出**します。運営委員会は、内容を確認後、書類を債権者に送付します。

(3) 弁済計画案の作成・提出

申出書を提出後、財産や収入状況に照らしてどの程度ローンを返済し、また、どの程度の免除を受けるかを記載した弁済計画案を作成します。この作成に関しても、「(2) 申出書の作成」と同様に①**支援弁護士のサポート**を受けるか、または、②**主に弁護士**において作成することとなります。

弁済計画案も、まずは運営委員会に提出し、その後債権者に提出されます。

(4) 債権者の同意・手続の終了

提出した弁済計画案に債権者が同意すると、**弁済計画案が正式に成立**します。

そして、成立した弁済計画案に基づいてローンの一部支払や土地の処分等を行い、最終的に**ローンが免除**され、手続が終了することとなります。